

2023–2025年度課題別研修「固体廃棄物管理の基礎(B)」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA 関西」という。）は以下の業務について、別紙 2 のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた固体廃棄物処理業務担当行政の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、環境管理分野、中でも固体廃棄物管理について必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人こども環境活動支援協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、廃棄物管理分野で、我が国や途上国等海外での技術や知見を有し、関西地域を中心にコミュニティー、民間企業/団体、学術界、行政等を含むネットワークを有する機関であり、各界からの確実な多様な研修コンテンツを調達可能です。特定者は、以下「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙 2 「研修委託契約業務概要」の通り。

2 応募要件

(1) 基本的要件 :

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2023 年度を第 1 回目として受託し、2025 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2023 年度、2024 年度、2025 年度に実施する研修（3 回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。（研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。）

(2) 資格要件等 :

- ① 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
- 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が兵庫県の暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）に定める禁止行為を行っている。
- ⑤ 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2023年8月14日（月）10時から8月28日（月）17時まで
	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA関西 研修業務課（担当：三脇）
	提出書類	別紙3 参加意思確認書 別紙4 資格審査申請書 別紙5 誓約書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。 メール送付先 : ksictp1@jica.go.jp メールタイトル : 【2023-2025年度課題別研修「固形廃棄物管理の基礎(B)」参加意思確認書の提出（社名〇〇）】
(2) 審査結果の通知	通知日	2023年9月1日（金）以前に通知
	通知方法	メール又は郵送で通知（参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知） ※なお、特定者には、JICA関西ホームページ上（調達

		選定結果) で通知する。
	請求場所	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西 研修業務課 (担当: 三脇)
(3) 応募要件無しの理由請求	請求方法	メール、持参又は郵送で提出 (郵送の場合は書留としてください。 メール送付先 : ksictp1@jica.go.jp メールタイトル : 【2023-2025 年度課題別研修「固形廃棄物管理の基礎(B)」参加意思確認公募／応募要件無しの理由請求 (社名〇〇)】
	請求期限	2023 年 9 月 8 日 (金)
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めるることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいる場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機関の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨: 日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金: 免除します。
- (11) 共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。
- (12) メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
 - ①データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別紙3)の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します(ただし、パスワードについては、別メールにて送付します)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。
 - ②上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
 - ③JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日をはさ

む場合は 翌営業日の 17 時までに) 受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課：JICA 関西研修業務課

以 上

研修委託契約業務概要

※以下の記載は 2023 年度に関するものです。2024 年度、2025 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

1 研修コース概要：

(1) 研修コース名

課題別研修「固形廃棄物管理の基礎(B)」

(2) 研修期間（予定）

① 全体受入期間：2024 年 1 月 15 日～2 月 17 日

（ア）遠隔研修期間：1 月 15 日～1 月 26 日

（イ）来日研修期間：2 月 4 日～2 月 17 日

② 技術研修期間：2024 年 1 月 15 日～1 月 26 日、2 月 5 日～2 月 16 日

(3) 対象となる研修員（予定）

① 定員：8 人(予定)

② 対象国：カンボジア、モルディブ、ネパール、ソロモン、ヨルダン
アンゴラ、ニジェール、南スーダン

③ 対象組織：中央政府、地方自治体もしくはそれに準ずる組織/団体で固形
廃棄物管理を担当する機関

④ 使用言語：英語

(4) 研修の背景・目的

多くの開発途上国では、ごみの発生量が増加し続けている一方で、適切な廃棄物処理が行われない結果、住民生活の悪化につながる不衛生な環境や周辺の自然環境破壊を招いている。一部の国々では、オープンダンピングを禁止し、衛生埋立を導入したり、ごみ減量活動や資源の有効活用を図るためのコンポストや 3R を導入するなど廃棄物管理の改善に取り組んでいる段階であるが、技術、知見等の不足により未だ十分な制度や実施体制ができていない。JICA では、開発途上国の廃棄物管理の適正化を支援するにあたり、『総合的廃棄物管理』の視点を重視している。これは、廃棄物管理全体を包含する「3R を目指した総合的廃棄物管理の実現」を念頭に、単に収集運搬から最終処分に至るまでのごみ処理ではなく、ごみを資源と考えその循環を促進する資源マネジメントの観点から、持続可能な対策を導き出そうとする考え方である。

SDGs では、主にゴール 11(都市と人間居住)と 12(持続可能な生活消費)で廃棄物問題に言及し、途上国と先進国のパートナーシップによる官民を挙げた取り組みを呼びかけ、特に途上国における技術的能力強化への支援は急務としている(ゴール 12. a)。ゴール 14(持続可能な海洋環境)については、我が国として 2019 年 G20 大阪サミットで海洋プラスチックごみ汚染対策「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」「マリーン・イニシアチブ」で、途上国に対する廃棄物管理分野での支援を表明している。本コースは、これらの考え方や背景に基づき、特に我が国の地方自治体の知見を活用して、日本の実践的な事例から発生源における 3R の取り組み、行政の管理政策、処理技術、環境教育等を学ぶとともに、廃棄物管理に関するグッドプラクティスを共有し、研修員の実情に応じた廃棄物管理計画や対策手法をアクションプランとして纏めることにより、各国の廃棄物管理にかかる総合的基盤(人材と制度)の強化を目指し実施する。

(5) 案件目標

各国の中央／地方政府が、適切な廃棄物管理（排出抑制、収集、運搬、処分等）を実践し、市民を含めた関係者の意識向上と参加推進を図り、持続的な管理体制を構築するためのアクションプランが提案される。

(6) 単元目標（アウトプット）

- ① 廃棄物管理にかかるグッドプラクティスの共有を図り、各国の課題解決に向けたアイデアを得る。
- ② 日本の固体廃棄物管理政策・計画・行政の概要・特徴・あゆみを理解し、固廃棄物管理能力向上のためのヒントを抽出する。
- ③ 固体廃棄物管理の要素技術（収集運搬、中間処理、最終処分）を理解する。
- ④ 3Rを通じた循環型社会の構築や社会意識の向上と住民参加の促進に向けた施策、取り組みを理解する。
- ⑤ 産業廃棄物にかかる政策・計画・行政及び処理・再資源化技術を理解する。

(7) 研修付帯プログラム（参考情報：JICA 関西が実施するプログラム）

- ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌日 0.5 日間
通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。
- ② プログラムオリエンテーション（研修概要説明）
- ③ ジェネラルオリエンテーション：遠隔教材（動画）2 時間程度
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の社会・政治・経済・文化などについて、JICA においてオリエンテーションを行う。
- ④ 評価会及び閉講式：技術研修最終日 0.5 日間

2 委託業務の範囲及び内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023 年 12 月 15 日～2024 年 3 月 15 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員が、西宮市等関西の自治体の廃棄物に関する制度や計画の概略、途上国での改善事例などを通じて、廃棄物処理の一連のプロセス（計画→収集→中間処理→最終処分）に関する知識と技術的ノウハウ、ごみ減量化に向けて重要な啓発・環境教育活動等について学び、これらの知見を応用した自国課題の解決のための能力強化を支援する。

(3) 業務（研修）実施方法

① 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合は、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確

認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

③ 見学・研修旅行：

講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

④ レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(4) 業務の実施方法

上記 1 (5) の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

- ①研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ②講師・見学先・実習先の選定
- ③講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤講師・見学先への連絡・確認
- ⑥JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ⑦講義室・会場等の手配
- ⑧使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- ⑨テキストの選定と準備（視聴覚教材の作成、翻訳・印刷業務を含む）
- ⑩講師への参考資料（テキスト等）の送付
- ⑪講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- ⑫講師・見学先への手配結果の報告
- ⑬研修監理員との連絡調整
- ⑭コースオリエンテーションの実施
- ⑮研修員の技術レベルの把握
- ⑯研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑰研修員からの技術的質問への回答
- ⑱研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ⑲評議会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- ⑳閉講式実施補佐
- ㉑研修監理員からの報告聴取
- ㉒講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ㉓業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ㉔関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

4 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書と経費精算報告書を各 1 部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了の 10 営業日前まで）に提出する。

5 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 研修実施にあたり、受注者はJICAの定める対応要領における新型コロナ感染症等に対する感染症対策を徹底することとします。また、感染者発生時にはJICAの定める対応フローに従って対応することとします。
- (4) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
関西センター契約担当役
所長 木村 出 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

課題別研修「固体廃棄物管理の基礎(B)」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件 :

令和04・05・06年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知書を有していない場合は次の書類を添付してください。

- 資格審査申請書 別紙4
- 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）
- 財務諸表（直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
- 納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

(2) その他の要件 :

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上

資格審査申請書

20 年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
 関西センター契約担当役
 所長 木村 出 殿

課題別研修「固形廃棄物管理の基礎(B)」への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1 申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者 役職名・氏 名	(*役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付)
直近決算日	西暦 年 月 日
本社所在地	<p>〒</p> <p>TEL : _____</p> <p>FAX : _____</p>

2 担当者連絡先 (JICAからの連絡する場合に、窓口になっていただく方)

担当者 連絡先 (本社所在地と 同一の場合 は記入不要)	<p>〒</p> <p>TEL : _____</p> <p>FAX : _____</p>
部署名	
ふりがな	
担当者 役職名・氏 名	Email : _____

3 希望する資格の種類 (*注：登記されている事業に限る)

資格の種類	注) 希望する資格に○印をご記入ください。(複数選択可)
物品の製造	
物品の販売	
役務の提供等 (物品の製造、販売以外全て)	

4 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5 添付書類

添付書類		確認欄 添付したものに○をつけてください。
1	登記事項証明書（写）	
2	財務諸表（直近1ヵ年分、法人名、決算期間が記載されていること）	
3	納税証明書その3の3（写）	

注) 公的機関が発行する書類(1. 登記事項証明書、3. 納税証明書)
については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

別 紙 経営状況 ※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

1 営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2ヵ年分記入する。

直前決算年度（千円）	直前々決算年度（千円）	平均実績額（千円）
A	B	① (A+B) / 2

2 自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益（欠損）金		(注2)
小計	A	B
合計	② A+B (注3)	

注1：(貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

3 流動比率

直前決算時の金額を記入する。

流動資産（千円）	A	③ (A/B) × 100 (%)
流動負債（千円）	B	

4 営業年数 登記事項証明書の会社設立の年月日からの満年数を記載

④	年
---	---

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
関西センター 契約担当役
所長 木村 出 殿

課題別研修「固形廃棄物管理の基礎(B)」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所	
法 人 名	
法 人 番 号	
役 職 名	
代 表 者 氏 名	役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、兵庫県の暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であつて、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上